

豊橋市難聴高齢者補聴器購入費補助金について

聴力低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を補助します。

※購入前に申請が必要です。購入後には申請できませんのでご注意ください。

| | |
|-------------|--|
| 補助の対象となる方 | 市内に在住する65歳以上で、以下の条件のいずれにも該当する方。 ① 両耳の聴力レベルが25デシベル以上であり、身体障害者手帳の対象にならないこと ② 市民税非課税世帯に属すること ③ 耳鼻咽喉科専門医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師（身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成する指定医）により、補聴器の装着が有用であると判断されていること ④ その他法令に基づく補聴器の購入にかかる補助を受けていないこと |
| 補助の対象となる商品 | 管理医療機器である補聴器が対象となります。 ※対象は本体の購入費用のみであり、付属品は対象外です。 |
| 補助金額 | 補聴器本体1台の購入費用の2分の1（上限3万円） ※医師が両耳の装着が有用と判断した場合は、両耳分で1台とします |
| 補助の対象となる販売店 | 豊橋市に豊橋市難聴高齢者補聴器購入費代理受領申出書を提出している補聴器販売店 ※販売店については、窓口またはホームページでご確認ください。 ※販売店の登録は随時可能です。購入を希望する販売店が未登録の場合はご相談ください。 |



【問い合わせ先】

豊橋市役所 長寿介護課 地域支援推進グループ 電話：0532-51-3134

【申請手順】

| | |
|------------------|--|
| ① 相談及び書類の準備 | 補助金の利用を希望する方は、申請書、債権者登録申請書、医師意見書を長寿介護課の窓口に取りに来るか、ホームページよりダウンロードしてください。 |
| ② 医師意見書の作成 | 耳鼻咽喉科専門医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師に意見書を作成してもらってください。 |
| ② 補助金の交付申請 | 申請者は、豊橋市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書に以下の書類を添付して、市役所長寿介護課に提出してください。 添付書類：(1)商品のカタログ等の写し(管理医療機器であることを確認できるもの) (2)見積書(商品総額と本体価格の内訳が確認できるもの) (3)②で作成してもらった医師意見書 (4)債権者登録申請書 |
| ④ 補助金の交付決定 | 申請書の内容が条件を満たしていた場合、交付決定通知書、補助券、委任状を 申請者に送付します。 |
| ⑤ 補聴器の購入 | 交付決定通知書等を受け取った申請者は、見積りを作成した販売店にて補助券、委任状を提出して補聴器を購入してください。 ※販売店は補助券に記載された利用者負担額で販売してください。 |
| ⑥ 実績報告・補助金の請求 | 販売店 は購入者から提出された補助券及び委任状の原本と、補聴器購入費補助金交付実績報告書、請求書、領収書の写しを長寿介護課に提出してください。 ※提出期限は、販売後30日以内又は年度末のいずれか早い期日です。 |
| ⑦ 補助金の確定・補助金の支払い | 長寿介護課は、実績報告書の内容が交付決定の条件を満たした場合、補助金の確定通知を行い、実績報告書の提出月の翌月末までに、 販売店の指定口座に補助金を振り込みます。 |

「聞こえ」のチェック ～あなたの聞こえは大丈夫ですか？～

- 会話をしているときに聞き返す
- 後ろから呼びかけられると気づかないことがある
- 聞き間違いが多い
- 話し声が大きいと言われる
- 見えないところからの車の接近に気づかない。
- 電子レンジなどの電子音が聞こえない。
- 耳鳴りがある。

☆上の項目でいくつチェックができましたか？

- 1～2個 実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
- 3～4個 耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
- 5個以上 早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。